

平成27年第2回八千代町議会定例会会議録（第1号）

平成27年6月3日（水曜日）午前11時01分開会

定例議会の告示

八千代町告示第55号

平成27年第2回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年5月29日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成27年6月3日
2. 場 所 八千代町議会議場

本日の出席議員

議長（10番）	水垣 正弘君	副議長（9番）	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	大久保弘子君
5番	上野 政男君	6番	中山 勝三君
7番	生井 和巳君	8番	相沢 政信君
11番	小島 由久君	12番	宮本 直志君
14番	湯本 直君		

本日の欠席議員

なし

説明のため出席をしたる者

町 長	大久保 司君	副 町 長	生井 光男君
教 育 長	高橋 昇君	会 計 管 理 者	上野 真一君

秘書課長	谷中 聰君	総務課長	鈴木 一男君
企画財政課長	青木 良夫君	税務課長	野村 勇君
町民課長	塚原 勝美君	福祉保健課長	相田 敏美君
生活環境課長	内山 博君	産業振興課長	青木 喜栄君
都市建設課長	生井 俊一君	上下水道課長	柴森 米光君
農業委員会 事務局長	秋葉三佐男君	教育次長兼 学校教育課長	水書 正義君
公民館長兼 生涯学習課長	青木 和男君	給食センター 所長	鈴木 忠君
総務課長 補佐	生井 好雄君	企画財政課 参事	中村 弘君

議会事務局の出席者

議会事務局長	高野 実	補佐	小林 由実
主任	田神 宏道		

議長（水垣正弘君） 公私ご多用のところご参集をくださいます、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、去る4月1日の人事異動によりまして、課長に3名、参事に6名が昇格されましたので、ご紹介をいたします。

初めに、都市建設課長、生井俊一さんをご紹介いたします。

生井俊一さん、登壇願います。

（都市建設課長 生井俊一君登壇）

都市建設課長（生井俊一君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、4月1日の人事異動によりまして都市建設課長を拝命いたしました、片角出身の生井俊一でございます。町発展のため日々努力してまいりますので、議員皆様のご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、生涯学習課長、青木和男さんをご紹介いたします。

青木和男さん、登壇願います。

(公民館長兼生涯学習課長 青木和男君登壇)

公民館長兼生涯学習課長(青木和男君) ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして生涯学習課長を拝命いたしました、東露田出身の青木和男でございます。微力ではございますが、町勢発展のため頑張っておりますので、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 次に、町民課長、塚原勝美さんをご紹介します。

塚原勝美さん、登壇願います。

(町民課長 塚原勝美君登壇)

町民課長(塚原勝美君) ただいま議長より許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたび、4月1日付の人事異動によりまして町民課長を拝命いたしました、久下田行政区出身の塚原勝美でございます。与えられました職責を全うできますよう一生懸命頑張っておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 次に、福祉保健課参事、大里斉さんをご紹介します。

大里斉さん、登壇願います。

(福祉保健課参事 大里 斉君登壇)

福祉保健課参事(大里 斉君) 議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの4月1日付の人事異動で福祉保健課参事を拝命いたしました、道前六保行政区出身の大里斉です。職責の重要性を認識し、職務に精励しておりますので、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(水垣正弘君) 次に、税務課参事、鈴木衛さんをご紹介します。

鈴木衛さん、登壇願います。

(税務課参事 鈴木 衛君登壇)

税務課参事(鈴木 衛君) 本日はご苦労さまです。このたびの人事異動により、税務

課収納管理係の担当参事を拝命いたしました鈴木衛といいます。落田行政区出身であります。

このマイクの前に立ちますと、改めて職責の重さを痛感しております。これからは2万3,000人の町民のため、八千代町のために最大限貢献でき得る職員として頑張っておりますので、ご指導のほどよろしく申し上げます。本日はありがとうございました。

議長（水垣正弘君） 次に、企画財政課参事、馬場俊明さんをご紹介します。

馬場俊明さん、登壇願います。

（企画財政課参事 馬場俊明君登壇）

企画財政課参事（馬場俊明君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

この4月1日の人事異動によりまして企画財政課参事を拝命いたしました、水口出身の馬場俊明でございます。若輩者ではございますが、町民福祉向上のため地方創生等に取組んでまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、秘書課参事、川村俊之さんをご紹介します。

川村俊之さん、登壇願います。

（秘書課参事 川村俊之君登壇）

秘書課参事（川村俊之君） ただいま議長の許可を得ましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして秘書課参事を拝命いたしました川村俊之と申します。出身は野爪でございます。今後八千代町町民のために一生懸命、さらには精いっぱい努力する所存でございますので、議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、総務課参事、生井好雄さんをご紹介します。

生井好雄さん、登壇願います。

（総務課参事 生井好雄君登壇）

総務課参事（生井好雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

4月1日付の人事異動によりまして総務課参事を拝命いたしました、中結城地区高野行政区出身の生井好雄と申します。与えられた職務を全うできますよう頑張っておりますので、今後とも議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 最後に、税務課参事、飯ヶ谷智巳さんをご紹介します。

飯ヶ谷智巳さん、登壇願います。

（税務課参事 飯ヶ谷智巳君登壇）

税務課参事（飯ヶ谷智巳君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

4月1日の人事異動によりまして税務課参事を拝命いたしました、袋行政区出身の飯ヶ谷智巳でございます。未熟ですが、精いっぱい職務に精励いたしますので、これからも議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（水垣正弘君） 皆さん、これからもより一層、住民サービス向上のために頑張ってください。

参事の皆さんは退場願います。

ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第2回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（議長が了承を求めた議事日程は次のとおり）

議 事 日 程 （第1号）

平成27年6月3日（水）午前9時開議

開 会

議事日程報告

諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成27年度事業計画及び平成26年度決算
に関する報告について
- 報告第2号 平成26年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告
について
- 報告第3号 平成26年度八千代中央土地地区画整理事業特別会計予算繰越明許
費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費
繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計
算書の報告について
- 日程第4 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認
を求めることについて
- 日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分
事項の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事
項の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第6号 町道路線の廃止について
町道路線の認定について
- 日程第10 請願上程（常任委員会付託）
- 日程第11 休会の件

議長（水垣正弘君） 傍聴人の方に申し上げます。

地方自治法第130条第1項並びに八千代町議会傍聴規則第11条の規定により、会議を妨害する行為があった場合には退場を命じることがありますので、あらかじめご注意ください。

ここで、脱衣を許可いたします。

諸般の報告

議長（水垣正弘君） 諸般の報告を行います。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧をお願いします。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、またその委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長でありますので、報告をいたします。

行政諸般の報告

議長（水垣正弘君） 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、許可をいたします。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） 平成27年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。

初めに、八千代町消防団幹部団員等の異動についてご報告申し上げます。八千代町消防団幹部団員等の異動がありましたので、別紙により報告申し上げます。

続きまして、第21回八千代町夏まつりの開催についてご報告申し上げます。今年で21回を迎えます八千代町夏まつりを、7月25日の土曜日に役場南側駐車場で開催いたします。演目は、みこしとはやしの競演、フラダンス、ソーラン踊り、阿波おどり、ひょっとこ踊り、ちんどん演奏、子どもおはやしを実施いたします。また、今回は花火を盛大に打ち上げたいと考えておりますので、ご覧いただきますようご案内いたします。

なお、夏まつりは雨天順延となりますので、7月25日が雨天の場合は翌日の26日開催いたします。町民のコミュニティーの場として、また地域文化の継承の場として、議員各位におかれましても、ぜひご来場いただくようお願いいたします。

続きまして、西山工業団地の都市計画についてご報告申し上げます。本年度に実施する西山工業団地地区の都市計画につきましては、平成24年4月に株式会社エフピコが工場用地を拡張したことに伴い、拡張部分を市街化区域に編入して工業専用地域に指定す

るとともに、既存の西山工業団地地区を含めて地区計画を策定することにより適切な土地利用を誘導し、周辺の自然環境、居住環境と調和した工業系市街地の形成を図るものであります。

なお、地区計画は、住民説明会、縦覧、都市計画審議会を経て決定いたしますので、議員各位にもご協力をお願い申し上げます。

続きまして、保留地の販売について報告申し上げます。保留地販売については、広報紙、町ホームページ、チラシ、のぼり旗等により実施いたしております。前回の報告から現在までに1区画を販売いたしました。販売面積は720.38平方メートル、金額が1,894万5,994円であります。なお、現在は14区画の保留地を販売中であります。今後も保留地の販売を積極的に実施して、区画整理事業を進めてまいります。議員各位のご協力をお願い申し上げます。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係については、別紙、契約関係報告書のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げます。議員各位のより一層のご協力をお願い申し上げます。報告を終わりにします。以上です。

議長（水垣正弘君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（水垣正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第127条の規定により、3番、廣瀬賢一議員、4番、大久保弘子議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（水垣正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりますので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島議会運営委員長。

（議会運営委員長 小島由久君登壇）

議会運営委員長（小島由久君） ただいま議長のご指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る5月22日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成27年第2回八千代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から9日までの7日間とすることに議会運営委員会としては決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、ご報告といたします。

議長（水垣正弘君） ただいまの議会運営委員長の報告は、平成27年第2回八千代町議会定例会の会期を本日より9日までの7日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より9日までの7日間とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より9日までの7日間とすることに決定をいたしました。

-
- 日程第3 報告第1号 八千代町土地開発公社平成27年度事業計画及び平成26年度決算に関する報告について
- 報告第2号 平成26年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 平成26年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（水垣正弘君） 日程第3、報告第1号 八千代町土地開発公社平成27年度事業計画及び平成26年度決算に関する報告について、報告第2号 平成26年度八千代町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第3号 平成26年度八千代中央土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第4号 平成26年度八千代町農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、

報告第5号 平成26年度八千代町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、提出されておりますので、ご覧おき願います。

日程第4 議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（水垣正弘君） 日程第4、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町税条例等の一部を改正したものであります。

改正の主な内容をご説明申し上げます。

まず、町民税に関しては、個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長するものであります。なお、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填されるものであります。

次に、固定資産税に関しましては、土地に対する固定資産税等の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長するものであります。

次に、軽自動車税に関しては、一定の環境性能を有する軽四輪等についてグリーン化特例を導入するもの及び二輪車に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延長するものであります。

次に、たばこ税に関しては、旧3級品のたばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、4段階で縮減、廃止等をするものであります。

また、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、寄附金控除の申告手続を簡素化するため、ふるさと納税ワンストップ特例を創設するものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成27年4月1日となるため、3月31日

で専決処分したものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 法人事業税の所得割の税率引き下げ、それから法人事業税の均等割に対する税額計算の考え方、そして軽自動車税についてお聞きいたします。

まず、法人事業税の所得割の税率引き下げ、県税段階では26年度から28年度までの税率はどうなっているのでしょうかということです。

そして、法人事業税の均等割に対する税額計算の考え方ですが、それによる1,000万円の資本金、50人以下の従業員の事業者に対する負担増はあり得るのかということです。

3番目に、軽自動車税でバイクの税金が1,000円から2,000円に2倍になる。1年後には値上がりということになるとと思いますが、新旧にかかわらず値上げということかお聞きいたします。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質疑にお答えいたします。

まず、法人税改革について、県税でございますが、法人事業税の外形標準課税の拡大等についての1点目のご質問でありました。これにつきましては、現行が4.3%、平成27年度3.1%、そして平成28年度以降1.9%まで下げると、このような国の方針であります。これは外国の強い企業との闘いに備えると、このようなものでございます。八千代町につきましては、昨年度法人税関係について引き下げを行っておりますが、これについて今後町民法人税のほうにどのように反映してくるかについては、まだ県、国の担当者から情報は得ておりません。

そして、2点目でございますが、法人町民税の均等割でございます。これにつきましては、八千代町税条例第31条、均等割の税率についてということでありまして、ここに4項が新たに加えられております。主に想定されるのは、自己株式の取引の件でございます。上場企業が市場取引により自己株式を取得する場合は、取得価格の全額について資本金等の額が減少するものと規定されております。

一方、自己株式を取得するときに資本金や資本準備金の額は減少しませんので、資本金等の額が資本金及び資本準備金の合計額を下回る状況が生じる原因が発生いたします。新たな法律のもとでは、法人税法上の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合計額を下回る場合には、資本金及び資本準備金の合計額が均等割の税率区分の基準とされる、このようなものでございます。

ご質問の核心の部分であります。この改正によりまして、中小事業所、法人住民税の均等割を増加させる影響に働くケースが想定されますが、安定した財源の確保は地方分権時代における地方自治体最大の課題でありまして、また公平な税負担の確保の観点からも何とぞご理解をいただきたい、このように考えるわけであります。

ご質疑の3点目でございます。二輪の原付自転車の件でございますが、27年4月1日ということで1度議決を経ていただいておりますが、景気の回復等あるいは消費税の動向から水を差しかねないということで、28年4月1日ということで1年延長されるものでございます。対象となりますのは、全ての二輪原付自転車となっております。

議長（水垣正弘君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） 町税条例の議案第1号についての討論をさせていただきたいと思っております。

地方交付税に係る国の税制抜本改革法の措置についての条例の改正案の中身になっているかと思われませんが、消費税率10%への引き上げ等の施行日が2015年10月1日と言われておりましたが、2017年4月1日に変更されることに伴う経過措置や特例措置が主な内容になっております。住宅ローンの減税やふるさと納税、固定資産税など多くは二、三年の特例措置あるいは調整措置の延長になっております。住宅ローンなどは、わずかな期間であります。減税がこれまでどおりということになります。それは特例措置の延長ということになります。法人事業税の均等割の税額計算としては資本金、準備金、出資金の額が合算されたものに対する計算となり、資本金1,000万円以下、50人以下の従

業員数の小規模な事業においても負担増になり得るという先ほどの答弁もありました。また、軽自動車税については1年のみの特例措置で、バイクにおいては、2倍ほどの増税になります。

これは消費税増税対策であります。2017年の消費税増税とともにさまざまな特例措置も期限切れとなり、二重の負担増になる可能性もあります。しかも、景気条項の削除という、地方税制の抜本改革の中にありますが、どれだけ景気が悪くても2017年4月には消費税増税が実施されるということになる税制改革に基づくものであります。専決事項ではありますが、この条例案には反対をいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立にて行います。

議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数です。

よって、議案第1号 八千代町税条例等の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第5 議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（水垣正弘君） 日程第5、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第2号 八千代町国民健康保険税

条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、八千代町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

改正の主な内容であります。中間所得者層に配慮した国民健康保険税の見直しを図るため、第2条関係につきましては基礎課税額を「51万円」から「52万円」、後期高齢者支援金等課税額を「16万円」から「17万円」、介護納付金課税額を「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

第23条につきましては、減額の上限額を「51万円」から「52万円」に、軽減対象者の増加を図るため、第1項第2号及び第3号の軽減措置における乗すべき金額を、5割軽減世帯では「24万5千円」から「26万円」、第3号中の2割軽減世帯では「45万円」から「47万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

専決処分の理由といたしましては、施行期日が平成27年4月1日となるため、3月31日で専決処分をしたものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、大久保弘子議員。

4番（大久保弘子君） 所得額の限度額の対象ということですが、4人家族で世帯、妻、2人子どもの世帯、これは1つの例ですが、それに対する所得額、限度額対象の所得額をお聞きいたします。

もう一つは、軽減対象世帯数、さらに限度額引き上げ対象世帯数、それから限度額と限度額に至らないそのぎりぎりのところにある世帯数をちょっとお聞きいたします。

議長（水垣正弘君） 税務課長。

（税務課長 野村 勇君登壇）

税務課長（野村 勇君） ただいまの大久保議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。夫、妻、子ども2人、こういう条件のもとに限度額となる場合の収入等のご質問であります。これについては一応給与所得世帯という限定でお

答えさせていただきたいと思います。この場合、3人の扶養、そして年収が1,000万円を越えますと、限度額に達してくると、このように計算されます。

そして、2点目でございます。今回の法改正によりまして軽減世帯数の異動状況というところでございます。新たに軽減世帯数は何件程度増加が見込まれるかについては、2割軽減世帯が19世帯、合計で420世帯になるものと思われれます。そして、5割軽減世帯につきましては、22件増加で492世帯、このような計算結果となっております。

3点目でございます。また、限度引き上げによって限度超過世帯数はどうなるかという質問でありました。これにつきましては、逆に限度額が81万円から85万円に上がるものですから、16件減るということで321世帯、このような算出結果になっています。

ちなみに、国保加入総世帯数は4,311世帯、これは今年の1月1日現在ということでございます。

そして、4点目のご質問は、限度額には達しない状況のうち、高額納税世帯というご質問であろうかと思えます。年税額50万円から70万円、この世帯が249世帯、70万円から法改正前の限度額81万円未満が285世帯、このようになっています。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番、大久保弘子議員。

（4番 大久保弘子君登壇）

4番（大久保弘子君） ご回答ありがとうございました。議案第2号についての討論をさせていただきたいと思います。八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。専決処分ではありますが、反対の討論をさせていただきたいと思います。

先ほど町長からも、低所得者に対する減税というか、そういうことではなくて、増税になっているようなご答弁もありました。本条例の改正は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税について負担の適正化を図るため、当該保険税の賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険税の算定に係る基準の見直しを講ずるとしてしています。現行は基礎課税額分は51万円、そして後期高齢者支援金16万円、介護納付金が14万円で、総額81万円でした。しかし、今度の改正で後期高齢者支援金等の課

税額それぞれ1万円引き上げになり、介護納付金が2万円引き上げになります。合わせて4万円の引き上げということになります。限度額を85万円にするものだと思います。後期高齢者支援金が導入された2008年度は限度額が68万円でしたが、この7年間で5回も改定され続け、17万円もの引き上げになりました。その税率は25%ものアップとなります。厚労省は、低所得層、中間層に配慮したものと説明しています。しかし、配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。当町が国言いなりで限度額を引き上げるだけでは、住民負担をふやすばかりです。

国保の財政難と国保税高騰を招いた根本原因は国庫負担の引き下げにあり、1984年の国保法改悪で国庫負担率を医療費の45%から38.5%に引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、1984年度から2010年度の間に市町村国保の総収入に占める国庫支出金の割合は50%から25%へと半減しています。国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んだことが事態を一層深刻化にしています。町は国に対し国庫負担の増額を強く求めるべきではないでしょうか。被保険者間で負担をやりくりすることで負担増を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけのこととなります。課税限度額を引き上げることで解決を図るあり方は、被保険者の負担をふやすばかりであります。誰もが払える保険料に軽減することは国の責任です。国保税の引き下げこそ必要であり、反対をいたします。

議長（水垣正弘君） 次に、賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） これで討論を終わります。

これから採決をいたします。

この採決は起立にて行います。

議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（水垣正弘君） 起立多数です。

よって、議案第2号 八千代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分

事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第6 議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについて

議長（水垣正弘君） 日程第6、議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、26年度第6回目のもので、歳入歳出とも8,893万6,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ84億7,068万2,000円としたものであります。

補正の内容は、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策の実施に伴う国の補正予算呼応したものの、地域消費喚起・生活支援型事業としてのプレミアム商品券発行事業、地方創生先行型事業としての人口ビジョン及び総合戦略策定事業や観光振興事業等、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に位置づけられた事業について専決処分をしたものであります。

その内容を歳入から申し上げますと、国庫支出金におきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金により7,122万円、繰越金では1,771万6,000円をそれぞれ増額いたしました。

歳出については、総務費において、人口ビジョン及び総合戦略策定支援業務委託料等による企画費1,000万円を増額いたしました。

民生費においては、医療福祉費で町単独分を1,578万6,000円、出産子育て奨励金による児童福祉総務費450万円をそれぞれ増額いたしました。

衛生費においては、インフルエンザ予防接種委託料による予防費250万円を増額いたしました。

商工費においては、プレミアム商品券発行事業補助金等による商工振興費4,062万円、

観光パンフレット作成事業やシティプロモーション事業委託料等による観光費1,369万3,000円、合わせて5,431万3,000円を増額いたしました。

続きまして、土木費におきましては、保留地住宅助成交付金による都市計画総務費183万7,000円を増額いたしました。

なお、第2表繰越明許費補正につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業について全額、繰越明許の追加をしたものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番（宮本直志君） 歳出のほうで衛生費、9ページの最後に載っていますけれども、インフルエンザの予防接種、年齢によってこれは毎年違うようになっておりますが、この間私、予防接種をやってくれと医者へ行ったら、だめだと言われたのですよね。それで、年齢によって町のほうで補助金を出すのに順番があるようでございますが、その間にインフルエンザになってしまったら私が損をしてしまうのですよね。ですから、そこら辺のところちょっと説明を……

（「自分が悪いんじゃないのか」と呼ぶ者あり）

12番（宮本直志君） 肺炎も一緒だ。

（「インフルエンザとどう違うか」と呼ぶ者あり）

12番（宮本直志君） 肺炎何とか球とインフルエンザ大体似ているな。風邪のあれで…

（何事か発言する者あり）

12番（宮本直志君） 一緒だから、ひとつ。あれは70歳、75歳とかいろいろ……

（「65、70じゃない」と呼ぶ者あり）

12番（宮本直志君） 65ですか。お医者さんがいますので。そういうことなので、ちょっとそこら辺の説明をひとつお願いします。

議長（水垣正弘君） 福祉保健課長。

（福祉保健課長 相田敏美君登壇）

福祉保健課長（相田敏美君） 12番、宮本議員さんのご質問にお答えをいたします。

予防接種の件についてかと思うのですが、まずこの補正予算に計上になっています予防接種のインフルエンザにつきましては、これにつきましては1歳から15歳までの児童のインフルエンザの予防接種に対します補助でございまして、1人1回、1,000円限りということになってございます。

それから、そのほか年齢によります予防接種の状況についてかと思うのですが、インフルエンザの予防接種につきましては、65歳以上の方につきましては、住民登録をしている方であれば本年10月1日から12月31日の間に予防接種をしていただきまして、1人当たり2,000円、1回の助成をすることになってございます。

それから、もう一つ、高齢者の予防接種ということで、肺炎球菌予防接種がございします。こちらにつきましては、助成の実施期間がこの27年の4月1日から28年3月31日までということございまして、助成額が1人当たり3,000円、生涯に1回ということで、本年度の対象につきましては、実は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳という5歳刻みで該当の方を絞らせていただいているという状況がございします。また、60歳から65歳未満の方で内臓系の基礎疾患がある方は対象になってくるのですけれども、そのような内容で予防接種のほうを計画させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（水垣正弘君） そのほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成26年度八千代町一般会計補正予算（第6号）の専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第7 議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

議長（水垣正弘君） 日程第7、議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において低所得者の第1号保険料軽減強化に関する改正が行われ、具体的な軽減に係る基準については介護保険施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令において示され、平成27年4月10日に公布施行されたことに伴い、八千代町介護保険条例の一部を改正するものです。

その内容は、平成27年度から公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行うもので、第1号被保険者の保険料率に関する基準額で、第1段階について保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減し、年額2万7,540円とするものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）

議長（水垣正弘君） 日程第8、議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま上程されました議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は、本年度第1回目の補正で、歳入歳出とも1,675万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億2,724万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、いずれも地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業に係るもので、県の補助事業実施に伴うもの及び町の27年度当初予算に計上した後、平成26年度補正予算第6号に交付金事業として前倒しで計上したことにより、重複計上になったものの減額でございます。

その内容を歳入から申し上げますと、県支出金におきましては、子育て家庭支援・シニア応援プレミアム商品券購入補助事業費補助金及びひとり親家庭等学習応援事業費補助金として744万円を増額いたします。

繰入金におきましては、重複予算の減額に伴い、2,419万4,000円を減額いたします。

次に、歳出の増額となります項目について申し上げます。

民生費におきましては、児童福祉総務費でひとり親家庭等学習応援図書カード購入244万円及び子育て家庭支援・シニア応援プレミアム商品券購入補助事業費補助金500万円をそれぞれ増額いたします。

続きまして、減額となります項目について申し上げます。

民生費においては、医療福祉費で町単独分1,578万6,000円、児童福祉総務費で出産子育て奨励金450万円、衛生費の予防費におきましては、インフルエンザ予防接種委託料

250万円、土木費の都市計画総務費におきましては、保留地住宅助成交付金140万8,000円をそれぞれ減額いたします。いずれも、先ほど申したとおり重複予算となっておりますので、今回減額補正するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成27年度八千代町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 町道路線の廃止について

議案第7号 町道路線の認定について

議長（水垣正弘君） 日程第9、議案第6号 町道路線の廃止について、議案第7号 町道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 大久保 司君登壇）

町長（大久保 司君） ただいま一括上程されました議案第6号 町道路線の廃止について、議案第7号 町道路線の認定についての提案理由をご説明申し上げます。

今回の廃止及び認定につきましては、理化工業株式会社の開発に伴い、町道1675号線の1路線を廃止、認定するものであります。

廃止対象路線は、町道1675号線、延長210.21メートルです。認定対象路線は、同じく町道1675号線、延長51.56メートルであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（水垣正弘君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 町道路線の廃止について、議案第7号 町道路線の認定について、2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（水垣正弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 町道路線の廃止について、議案第7号 町道路線の認定について、以上2件は原案のとおり可決されました。

日程第10 請願上程（常任委員会付託）

議長（水垣正弘君） 日程第10、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告をいたします。

日程第11 休会の件

議長（水垣正弘君） 日程第11、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あす4日より8日までは休会としたいと思ひ

ます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、あす4日より8日までは休会とすることに決定をいたしました。

議長(水垣正弘君) 次会は、9日午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会をいたします。

(午前11時58分)